留学生30万人計画の進捗状況について(平成23年8月現在)

1. 日本留学への誘い

(1) 海外における日本語教育の普及

【現状(平成20年度計画策定当初)】

国際交流基金の海外における日本語教育拠点は40カ所。(平成20年度)

【具体的施策】



海外での日本語の普及に努め日本留学の潜在的需要を拡大させる。

【進捗状況】

- ◆日本語教育事業の戦略的拡充【外務省・国際交流基金】
 - (1)日本語教育拠点「さくらネットワーク」(※1)の拡充
 - ○平成20年度:31カ国40拠点(ソウル、パリなど)→ 平成23年度8月現在:合計116拠点
 - ○現在、各国の日本語教師会や日本語・日本文化の学部・学科を有する大学を中心に拠点を増やしており、平成23年8月現在で43カ国116拠点(モンゴル日本語教師会(モンゴル)、ケニア日本語教師会(ケニア)、極東国立総合大学(ロシア)など)まで拡大。

(2)日本語能力試験(※2)の試験実施回数を一部の国で年1回→2回に増

- ○海外51カ国・地域144カ所(受験者数約45万人)において年1回実施してきたが、そのうち、中国、韓国、台湾の44カ所 (受験者数約36万人)では、平成21年度より年2回(これまでの12月に7月を加え)実施。受験機会の拡大とともに受験者数 が大幅に増加。
- ○平成20年度:449,809人 → 平成22年度:475,189人

※1:さくらネットワーク

国際交流基金が海外日本語教育拠点の整備拡充を実現するため、基金事務所等に加え、基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関を構成メンバーとする。メンバーの中でも、自機関の教育・活動に留まらず、その国地域に広く波及効果をもたらす事業を実施する機関・団体を「中核メンバー」とし、日本語教育拠点として日本語教育の定着・発展にさらに寄与することが期待されている。

※2:日本語能力試験(H22海外実績)

目的:日本語を母語としない者を対象として日本語能力を測定し認定。 実施主体:国際交流基金(台湾については(財)交流協会と共催)

実施レベル:N1~N5のレベル

開催回数:2回(7月、12月)

開催地:57カ国・地域186都市

応募者数:203,979人(7月)、355,616人(12月)

受験者数:169,912人(7月)、305,277人(12月)

(2) イメージ戦略、ワンストップサービスの展開等情報発信機能の強化

【現状(平成20年度計画策定当初)】

日本留学に関する情報不足。手続が煩雑。

【具体的施策】



在外公館、日本学生支援機構の海外事務所、G30共同利用事務所、その他独立行政法人の海外事務所等が連携し、希望者に対し一度のコンタクトで留学情報提供や相談サービスを提供できるワンストップサービス体制を構築。各国・地域別に戦略を立てて留学生獲得を推進。

【進捗状況】

- ◆ 日本留学紹介DVD作成、イメージロゴ、ポスター、パンフレット、ピンバッジ、相談マニュアル作成《平成20年度新規事業》【文部科学省】
 - ○平成21年度より、留学フェア(韓国、ベトナムなど9カ国・地域15都市)(※1)、国際旅行博覧会(カナダなど6カ国・地域)などの国際的なイベントや各国のわが方大使館主催の留学説明会等において使用。
- ◆ 日本留学ポータルサイトの整備《平成21年度新規事業》【文部科学省・JASSO】
 - ○平成21年度にJASSOにおいて日本留学に関する総合的なポータルサイト「Gateway to Study in Japan」を構築。(平成22年6月 開設)

イメージロゴ



DVD、ポスター、 パンフレット、 ピンバッチ、 相談マニュアル

「Gateway to Study in Japan」 →http://www.g-studyinjapan.jasso.go.jp/



- ◆ 各省連携によるワンストップサービスの展開と海外拠点等における相談体制の充実等【文部科学省、外務省、経済産業省等】
 - ○平成22年度より中国(北京)においてワンストップサービスをモデル実施。
 - ○大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業の取組の一環として、7カ国(※2)に海外大学共同利用事務所を設置。 日本の大学全体の情報提供や入学説明会の開催、入学審査など、現地での活動を支援するサービスを提供。
 - ○在外公館・留学生アドバイザーによる照会受付、回答。(平成22年度:35カ国、48公館)
 - ○在外公館主催留学説明会に於いても在外公館員、留学生アドバイザーが留学説明、照会受付・回答を実施。 (平成22年度:40カ国、51公館)
- ◆ 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)(※3)・日本留学プロモーション活動の推進等【国土交通省・文部科学省・JASSO】
 - ○平成21年度より観光庁が出展する国際旅行博覧会、グローバル30が実施する日本留学説明会等にJASSOが参加し、日本留学プロモーション活動を実施。(平成21年度:17都市、平成22年度:22都市)

※1:日本留学フェア

対象者: 高校生や大学生等留学希望者、大学等教育機関の国際交流担当者等主催等:

(主催)(独)日本学生支援機構、現地機関(現地帰国留学生会、教育機関等)

(後援) 現地のわが方在外公館(大使館、総領事館)

(参加) 大学等高等教育機関、その他日本留学関係機関

開催国•地域:

台湾(高雄、台北)、韓国(釜山、ソウル)、アメリカ(カンザスシティ)、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ)、中国(北京、上海)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、タイ(チェンマイ、バンコク)、マレーシア(クアラルンプール)

※2:国際化拠点整備事業(グローバル30)における海外大学共同利用事務所

- ・東北大学 東北大学ロシア代表事務所(ロシア/モスクワ)
- ・筑波大学 北アフリカ・地中海連携センター(チュニジア/チュニス)
- ・東京大学 東大バンガロールオフィス(予定)(インド/バンガロール)
- ・名古屋大学 名古屋大学ウズベキスタン事務所(ウズベキスタン/タシケント)
- ・京都大学 ハノイ事務所(ベトナム/ハノイ)
- ・九州大学 エジプト大学共同利用事務所(エジプト/カイロ)
- 早稲田大学 ヨーロッパセンター(ドイツ/ボン)
- ・立命館大学 インド・ニューデリーオフィス(インド/ニューデリー)





筑波大学海外共同利用事務所によるチュニスでの日本留学セミナーの様子

※3: 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)

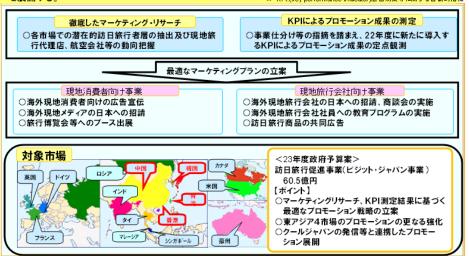
「訪日外国人旅行者を将来的に3,000万人、2020年はじめまでに2,500万人」との目標達成を目指して、中国をはじめとする東アジア地域(中国、韓国、台湾、香港)を当面の最重点市場と位置づけ、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開している。

| 訪日外国人3.000万人プログラム(訪日旅行促進事業)



訪日外国人旅行者について、将来的に3000万人、2020年はじめまでに2500万人との訪日外国人3000万人プログラムの目標達成を目指して、中国をはじめとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置づけ、KPI (※)の測定結果に基づく最適なマーケティングプランを構築し、選択と集中による効果的な海外プロモーションを展開する。

※ KPI/key performance Indicator (広告効果等に関する変質的指導



2. 入り口の改善

(1)日本留学試験の拡充改善

【現状(平成20年度計画策定当初)】

国費留学生を除いて、大学学部、大学院に入学する学生の多くは一旦来日して入学試験を受け、入学許可を取得。

渡日前の入学許可の前提となる日本留学試験の実施国・地域は13カ国16都市のみ。(平成20年度)

【具体的施策】



「日本留学試験」の実施国・地域の大幅な拡充。これによって各大学による渡日前入学許可の拡充を図る。



【進捗状況】

- ◆ 日本留学試験(※1)の拡充《平成22年度:2.5億円》【文部科学省・JASSO】
 - (1)海外での受験者数の増
 - ○平成20年度:7,151人 → 平成21年度:7,345人 → 平成22年度:7,493人
 - (2)日本留学試験を活用した渡日前入学試験合格者数の増
 - ○平成20年度:222人 → 平成21年度:245人 → 平成22年度:258人
 - (3)試験実施都市を13カ国・地域16都市→17都市に拡大
 - ○香港で平成22年6月に試行試験を実施。平成22年11月に本格実施。
 - (4)試験問題の多言語化についての調査研究
 - ○平成21年度より現行の日本語、英語に加え、中国語、韓国語を追加するための調査研究を実施中。
 - (5)国際化拠点整備事業等による大学の拠点等を活用した日本留学試験の実施を検討

※1:日本留学試験(平成22年度海外実績)

的:外国人留学生として日本の大学に入学を希望する者について日本語力及び基礎学力の評価を行う。

実施主体:(独)日本学生支援機構

出題科目:日本語、理科、総合科目、数学

開催回数:2回(6月、11月) 開催地:13为国•地域17都市

受験者数:7,493人

インド(ニューデリー)68人、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ)1.048人、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)271人、韓国(ソウル、プサン)4.329人、 シンガポール(シンガポール)27人、スリランカ(コロンボ)91人、タイ(バンコク)127人、台湾(台北)944人、フィリピン(マニラ)16人、 マレーシア(クアラルンプール)368人、ミャンマー(ヤンゴン)55人、モンゴル(ウランバートル)135人、ロシア(ウラジオストク)5人、香港9人

利用大学等数:598校(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を含む)

(2)迅速・円滑な入国・在留審査の実施

【現状(平成20年度計画策定当初)】

留学生の入国・在留審査に概ね1か月程度要している。また、申請時においては、申請書のほか、入学許可書、在留中の経費支弁能力を 証する文書等の提出が必要とされている。

【具体的施策】



在籍管理が適切に行われていると認められる大学等からの申請については、原則として申請書以外の資料を求めない取扱いを徹底するとともに、審査期間の短縮を図る。



【進捗状況】

◆ 迅速・円滑な入国・在留審査等【法務省】

- ○不法残留者や不法就労者を発生させないなど留学生の在籍管理を適切に行っていると認められる大学等からの申請については、原則 として申請書以外の資料を求めない取扱いを行っている。
- ○「留学生及び就学生の受入れに関する提言」(平成21年1月出入国管理政策懇談会)において、留学生の適正・円滑な受入れのため、大学等からの情報提供等に基づいて留学生の適正な在留管理を実現すべき旨、また、留学生の迅速・円滑な入国・在留審査の実施のため、在籍管理が適切に行われていると認められる大学等からの申請については、提出書類の簡素化や審査期間の短縮を図るべき旨が、法務大臣に報告された。

この提言を受け、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が改正され、大学等は留学生の在籍状況に係る情報を届け出るよう努めなければならない旨の規定が盛り込まれた。(平成21年7月)

(その他)

- ○改正入管法には、外国人学生が本邦において安定して勉学できるよう、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化、在留期間の 上限の伸長に係る規定が盛り込まれ、在留資格「留学」・「就学」の一本化については平成22年7月に施行された。
- ○外国人学生が本邦において安定して勉学できるよう、入管法施行規則を改正し、在留資格「留学」について「2年3月」及び「1年3月」、在留資格「就学」について「1年3月」の在留期間が新たに設けられた。(平成21年7月から)
- ○入管法施行規則を改正し、大学等において教育を受ける留学生が当該大学等との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動について、資格外活動許可を要しないこととした。(平成22年7月から)
- ○留学生の資格外活動許可申請においては、原則として申請書以外の資料の提出を求めない取扱いを行うこととし、手続きの簡素化を 図った。(平成22年7月から)

3. 大学等のグローバル化の推進

【現状(平成20年度計画策定当初)】

英語のみで学位が取れる学部:5大学6学部、英語のみで学位が取れる研究科:68大学124研究科(平成19年度)、外国人教員割合:5% (平成20年度)など、海外の主要先進諸国と比較し国際化の対応が遅れている。

【具体的施策】



国際化の拠点となる大学(グローバル30)を選定するなど、大学の国際の遅れを改善し、留学生にとって魅力のある大学づくりを推進



【進捗状況】

※英語による授業のみで修了できる大学

学部:5大学6学部(平成19年度) → 7大学8学部(平成20年度)

大学院:68大学124研究科(平成20年度) → 73大学139研究科(平成21年度)

- ◆ 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(旧グローバル30)(※)《平成21年度新規事業、平成23年度:29億円》【文部科学省】
 - ○平成21年度に13大学(東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学など)を選定。
 - ○英語による授業等の実施体制の構築、留学生受入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等を図る。
 - ○平成32年度までに学部33、大学院124コースを新たに設置、留学生16,000人から50,000人へ。
 - (※) 平成22年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおいて「一旦廃止し、組み立て直す」ものとされた。このことを受け、平成23年度政府予算案においては、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」として組み立て直し、平成23年度から大学間ネットワークの形成、産業界との連携、英語コースの授業開放、教育資源の共有化など新たな取組を実施。
- ◆ 大学の世界展開力強化事業《平成23年度新規22億円》【文部科学省】
 - ○「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発等を支援することにより、 日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の交流を推進。(※)
 - ※) 「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」については、平成23年度から、「大学の世界展開力強化事業」の 継続事業として実施。

◆ 高等教育における質保証に関する国際会議等の開催《平成22年度新規O. 3億円、平成23年度:O. 3億円》【文部科学省】

(1)日中韓大学間交流•連携推進会議

○平成21年10月の第2回日中韓サミットにおける合意を受け、質の保証を伴う大学間交流の枠組みを構築するため、平成22年4月に開催された第1回日中韓大学間交流・連携推進会議において、「キャンパス・アジア」構想を立ち上げ。 さらに第2回会議(平成22年12月、於・中国)において交流のガイドラインに大筋合意。第3回会議(平成23年5月、於・韓国)では、交流のパイロットプログラムの公募開始に合意し、5月20日より3国で公募を開始。今後、3国共同審査を経て、10月開催予定(於・東京)の第4回会議でプログラムを確定する予定。

(2)アジアにおける大学の質保証を考える国際シンポジウム

○日中韓大学間交流・連携推進会議の成果をアジアにおいて共有し、アジア地域における質保証を伴った大学間交流について議論するため、東アジア諸国の政府、大学及び大学団体、質保証機関、産業界等の参加を得て、「東アジア高等教育質保証国際シンポジウム」を平成23年9月に東京で実施予定。

◆ 奨学金事業の改善による国際化への対応(留学生交流支援制度の創設)《平成21年度新規事業 平成23年度:44億円》【文部科学省】

○大学間交流の活性化を図るため、世界的に拡大が見込まれる短期留学(3か月以上1年以内)により渡日及び派遣する留学生を支援するとともに、学位取得を目的とする日本人学生の長期留学(1年以上)を支援。さらに、平成23年度から、3か月未満の学生の短期受入れ(ショートステイ)、学生の短期派遣(ショートビジット)を支援し、学生の双方向交流を促す事業を開始。

○派遣数

(内訳)

外国人留学生短期受入 平成22年度:1,800人 → 平成23年度1,600人 月額単価80,00円

日本人学生長期派遣 平成22年度:90人 \rightarrow 平成23年度:100人 月額単価156,000~93,000円、授業料実費相当

ショートステイ 平成23年度新規:7,000人 月額単価80,000円

ショートビジット 平成23年度新規:7,000人 月額単価80,000円

4. 受入れ環境づくり等

(1) 留学生宿舎の確保、日本語教育等

【現状(平成20年度計画策定当初)】

公的宿舎に入居する留学生 ・・・ 27, 193人(22.9%) 民間宿舎、アパート等に入居する留学生 ・・・ 91, 305人(77.1%) (平成19年度)



【具体的施策】

大学等が各関係機関と連携し、短期留学を含め渡日後1年以内の留学生に宿舎を提供できるよう、大学の宿舎整備、民間宿舎確保の円滑化、公的宿舎の効率的活用のほか、日本語教育の充実等留学生受入れのため多様な方策を推進。



【進捗状況】

- ※公的宿舎の入居者の増加 平成19年度:27, 193人→平成20年度:30, 146人→平成21年度:31, 429人→平成22年度:32, 891人 民間宿舎、アパート等の入居者の増加 19年度:91, 305人→20年度:93, 683人→21年度:101, 291人→22年度:108, 883人
- ◆ 大学等が民間アパートを留学生宿舎として借り上げる際の支援《平成23年度:1.9億円》【文部科学省・JASSO】
 - ○大学等が渡日1年未満や進学1年以内の留学生を入居させることを目的として民間宿舎を借り上げた場合に必要となる経費を支援金として援助。

(内訳) 支援戸数 : 単身2,000戸、世帯用100戸、ショートステイ500戸

支援金額(上限):単身80,000円、世帯130,000円、ショートステイ20,000円

◆ 社会資本整備総合交付金、公営住宅、UR賃貸住宅、居住支援協議会、家賃債務保証制度等の活用【国土交通省、文部科学省】

(1)社会資本整備総合交付金の活用

○留学生世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対し助成。また、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かしながら実施する独自の取組を支援。

(2)公営住宅の活用

○公営住宅の空き家を留学生向け宿舎として目的外使用することが可能。平成22年度実績:43人

(3)UR賃貸住宅の活用

- ○都市再生機構のUR賃貸住宅を活用。
 - UR賃貸住宅における留学生との契約実績平成22年度実績:108戸(大学等による借り上げを含む)
- ○留学生入居促進制度

都市再生機構と入居事務等に係る包括的な協定を結んだ大学等に通う留学生が、自ら個人の名義で契約が可能。この場合、通常家賃

の3ヶ月分である敷金を1ヶ月分に軽減(ただし、(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」への加入が条件)。

○大学等が契約名義人となる場合

大学等が契約名義人となり契約を締結し、都市再生機構が認めた場合は、敷金の免除が可能。

(4)居住支援協議会の活用

○地方公共団体による民間賃貸住宅への留学生等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

(5) 高齢者居住支援センターによる家賃債務保証制度

- ○高齢者居住支援センターによる家賃債務保証制度により、賃貸住宅への外国人世帯の入居を円滑化。
- ○平成22年度末までの外国人世帯保証引き受け実績:18件

(6)(財)日本国際教育支援協会による家賃債務保証制度の活用

- 〇(財)日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償により、留学生の賃貸住宅入居時の保証人に対し、家賃債務及び原状回復費用を 補償。
- ○平成22年度末現在 協力校:746校 加入留学生数:20,457人

◆ 教育関係共同利用拠点制度の創設【文部科学省】

○平成21年度に留学生宿舎、日本語教育センターなど大学の教育関連施設について、大学間連携を図る取組を一層推進するための 認定制度を創設。(平成21年度には筑波大学留学生センターの日本語・日本事情遠隔教育拠点を認定し、平成22年度には大阪 大学日本語日本文化教育センターの日本語・日本文化教育研修共同利用拠点を認定。)

◆日本語教育の充実

- ○留学生の受入れのための日本語教育体制の整備を図るため、国立大学に置かれる留学生センター等や私立大学に置かれる別科における日本語教育を運営費交付金等により支援。
- ○「地域留学生交流推進会議」において地域における官民一体となった留学生受入れ体制整備や草の根レベルの活動を推進するほか、 全国レベルで「留学生交流総合推進会議」を開催し、地域における交流や日本語教育等について協議。

(2)外国人留学生奨学金制度等の充実

【現状(平成20年度計画策定当初)】

国費外国人留学生数:約1万人、私費外国人留学生等学習奨励費:約1万3千人(平成20年度)



【具体的施策】

国費外国人留学生制度や学習奨励費について、複数の奨学金単価を設定し、受給者数やその支給単価を大学において柔軟に取り扱えるようにするなど見直しを図りつつ活用。



【進捗状況】

- ◆ 国費外国人留学生制度《平成23年度:196. 7億円》【文部科学省】
- (1)平成23年度:10,656人
- (2)平成21年度より複数の奨学金単価の設定及び成績基準の厳格化
 - ○月額単価:大学院レベル 非正規生150,000円、修士152,000円、博士153,000円、 学部レベル123,000円(地域により2,000円又は3,000円の加算) ※金額は平成23年度
- (3)奨学金単価・支給期間を大学が決定する枠を創設(170人程度分)
- ◆ 私費外国人留学生等学習奨励費(既存事業の拡充)《平成23年度:72. 1億円》【文部科学省·JASSO】
 - (1)平成23年度:11,406人
 - (2)平成21年度より月額単価の見直し及び成績基準の厳格化
 - ○月額単価:大学院レベル65,000円、学部レベル48,000円
 - (3)今後、予約採用枠の拡充を予定
- ◆ 人材育成研究支援無償及び有償資金協力【外務省】
 - (1)途上国の社会・経済発展に関わる若手行政官等を大学院修士課程に受け入れ
 - ○平成22年度:12カ国241人(人材育成研究支援無償)
 - ○月額単価:152,000円、学費等免除
 - (2)インドネシア、マレーシア、タイ政府に対する政府派遣日本留学のための留学生借款
 - ○平成22年度:2カ国337人

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

(1)卒業・修了後の社会の受入れ

【現状(平成20年度計画策定当初)】

卒業後日本において就職を希望する留学生61.3%、一方、卒業後日本で就職した留学生全卒業生の30.6%(9,684人)(H19) 就職情報の不足や卒業後の就職活動期間が限定されており不利な状況

【具体的施策】



【進捗状況】

◆ 留学生の就職支援の充実

- (1)アジア人財資金構想《平成23年度:7.5億円》【経済産業省、文部科学省】
- ○我が国企業に就職意志のある優秀なアジア等の留学生に対し、ビジネス日本語教育からインターンシップ・就職支援までの一連の事業を通じ、 産業界で活躍する人材育成を促進。産学連携によるコンソーシアムを形成しプログラムを実施。平成21年度に来日又は来日が内定した留学生 を対象とした「高度専門留学生育成事業」と、平成21年度に参加した留学生を対象とした「高度実践留学生育成事業」がある。
- ○参加留学生:平成22年度は975人が参加。(高度専門:452名(国費留学生)、高度実践:523名)
- ○コンソーシアム数 平成19年度:21件→平成20年度:30件→平成21年度:32件→平成22年度:32件→平成23年度:24件 (高度専門:23件、高度実践:1件)
- ○平成23年3月卒業者のうち約6割が日本・日系企業に就職。(高度専門:約9割 高度実践:約6割)

(2)外国人留学生のための就職セミナー等《平成21年度新規事業、平成23年度:O. 1億円》【文部科学省・JASSO】

- ○「外国人留学生就職活動準備セミナー」を実施し、留学生と企業との就職・雇用に関する情報マッチングの場を提供。 (平成21年度:学生約350名と6企業が参加、平成22年度:学生約1,130名と39企業が参加)。
- ○「外国人留学生就職指導ガイダンス」を実施し、企業、学校関係者を対象として留学生の就職・採用に関する情報提供及び企業・学校関係者相 互が情報交換。平成21年度は348大学、45企業が参加。平成22年度は「全国就職指導ガイダンス」において日本人学生の就職支援と一体的 に全国2カ所で実施。(平成22年度:学生約1,000名、企業関係者約700名が参加)。平成23年度においても、同規模での開催を予定。
- ○「留学生交流総合推進会議」を全国レベルの会議として実施し、有識者、企業、学校、留学生支援団体(NPO、ボランティア団体)、留学生(現役及びOB)が全国より集まり、留学生の地域への就職支援などについて協議・意見交換。(平成22年度:約500名が参加)。

(3)企業側の意識改革や受入れ体制整備の促進《平成22年度:0.2億円》【厚生労働省】

- ○有識者による検討会、企業・高度外国人材本人へのアンケート調査、ヒアリング調査を通じて企業における具体的な環境整備について検討。
- ○高度外国人材の採用や配属・育成などの各段階における企業が抱える悩みや高度外国人材本人の就労に関するニーズに着目し、対応が進んでいる企業の事例等をもとに企業が配慮すべき点をまとめた「高度外国人材活用のための実践マニュアル」を作成し、企業への普及・啓発を図る。

(4)「外国人雇用サービスセンター」による就職支援《平成23年度:2.2億円》【厚生労働省】

- ○ハローワークの全国ネットワークを活用し、採用拡大・定着促進に向けた事業主指導を実施。東京、名古屋及び大阪外国人雇用サービスセンターと福岡学生職業センターを拠点に、外国人留学生に対し就職に向けた各種情報を提供するとともに、入学後の早い段階からの就職支援(就職ガイダンス)、インターンシッププログラムの提供、就職面接会等を実施。
 - ①留学生向け就職ガイダンス (庁舎内のみ)

実施回数:100回 参加留学生数:993名

②留学生インターンシップ

企業確保数:188社 参加留学生数:173名

③大学との協力

・訪問ガイダンス 実施大学・機関:64大学 参加留学生数:1,691名

④外国人留学生対象就職面接会WEEKの実施(平成23年4月25日~28日、東京)

参加留学生数:延べ533名 参加企業:16社

⑤外国人雇用サービスセンターにおける留学生に対する職業紹介

利用登録者数:7,206名 相談件数21,870件

(5) 専修学校留学生総合支援プラン《平成21年度新規事業、平成23年度:1億円》【文部科学省】

○専修学校の留学生に対する就職支援等を進め、留学生受入れの拡大を図るため、地域における支援体制の構築や日本での就職に必要な能力向上の機会の提供、企業等と連携した支援の取組などを総合的に推進。(平成22年度実績7カ所:3地域及び4専修学校)

◆ 留学生の就職活動に係る在留手続上の支援【法務省】

- (1)卒業後の就職活動期間を最長180日から1年に延長
 - ○平成21年4月より留学生の卒業後の就職活動期間を最長180日から1年に延長。
- (2)就労可能な職種の明示
 - ○平成20年3月より就労可能な職種を法務省IIPにおいて公表。
- (3)在留資格決定の柔軟な取扱いの徹底
 - ○在留資格「技術」及び在留資格「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と企業における活動 内容の関連性について、引き続き柔軟に判断して在留資格を決定するよう徹底。
- (4)在留資格変更許可申請における提出書類の簡素化及び審査機関の短縮
 - ○平成21年9月より留学生が本邦の上場企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請をする場合における提出書類については、原則として申請書以外の資料の提出を求めない取扱いを行うこととし、提出書類を簡素化及び審査期間を短縮。
- (5)「専門士」の称号を付与された専門学校卒業生の就労を目的とする在留資格の上陸許可基準の見直し
 - ○平成23年7月より在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る上陸許可基準中の学歴等を求める要件を改正し、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合でも、付与された「専門士」の称号をもって同要件を満たすよう措置。

(2)卒業後のフォローアップの充実

【現状(平成20年度計画策定当初)】

各国で組織されている帰国留学生会数:約180(平成20年度)



【具体的施策】

帰国した元日本留学生に日本の理解者・支援者として活躍してもらうための人的ネットワーク強化



【進捗状況】

- ◆ 帰国留学生会への支援【外務省】
- ○各国で組織されている帰国留学生会約190(78カ国)に対して、設立支援、活動支援を実施。
- ◆ 帰国留学生会に関する情報提供【外務省】
 - ○留学交流システムホームページ「日本留学総合ガイド (Study in Japan)」により帰国留学生会に関する情報を提供。毎年1回更新。
- ◆ JASSOによる帰国留学生フォローアップ事業【文部科学省、JASSO】
 - (1)帰国外国人留学生短期研究制度:元日本留学生の出身大学への短期招聘(90日以内)
 - ○平成21年度実績:75人、平成22年度実績:60人
- (2)帰国外国人留学生研究指導事業:元指導教官の現地短期指導派遣(10日以内)
 - ○平成21年度実績:25人、平成22年度実績:20人
- (3)期間が終了した国費留学生の名簿を作成し外務省と共有
 - ○平成18年度から平成21年度までに約1万3千人分の名簿を作成。
- ◆ 日本留学ネットワークメールマガジン発信【文部科学省、JASSO】
 - ○JASSOにメールアドレスを報告した、配信を希望する帰国留学生、現役留学生等に対して、日本における様々な情報を毎月10日 (ニュースと写真号を隔月で)配信。
- ○メールアドレス登録件数: 24, 091件 (平成23年8月現在)